

## 「(仮称)川崎市幸区堀川町A地区開発計画に係る条例環境影響評価方法書」の縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、(仮称)川崎市幸区堀川町A地区開発計画に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

### 1 指定開発行為の名称及び種類

- 名称：(仮称)川崎市幸区堀川町A地区開発計画  
種類：高層建築物の新設（第1種行為）  
住宅団地の新設（第2種行為）  
大規模建築物の新設（第2種行為）

### 2 指定開発行為者

名称	代表者	所在地
京浜急行電鉄株式会社	取締役社長 川俣 幸宏	横浜市西区高島一丁目2番8号
関電不動産開発株式会社	首都圏事業本部長 真屋 功	東京都中央区京橋一丁目11番1号
日鉄興和不動産株式会社	代表取締役 三輪 正浩	東京都港区赤坂一丁目8番1号
大和ハウス工業株式会社 南関東支社	執行役員支社長 小島 由光	横浜市西区みなとみらい三丁目6番1号
三菱地所レジデンス株式会社	代表取締役 明嵐 二郎	東京都千代田区大手町一丁目9番2号

### 3 公告日

令和8年6月29日（月）

### 4 条例環境影響評価方法書の写しの縦覧

#### (1) 縦覧期間

令和8年6月29日（月）から令和8年8月12日（水）まで。  
土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし川崎市役所及び幸区役所は、第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。

#### (2) 縦覧場所及び時間

川崎区役所2階、幸区役所1階、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥）

午前8時30分から午後5時まで（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

※縦覧開始日（6月29日）は、午前10時から縦覧を行います。

※上記期間中、本市ホームページに当該方法書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html>

検索

川崎市 アセス図書の公表



### 5 事業内容等に関する問合せ先

窓口：京浜急行電鉄株式会社  
所在地：神奈川県横浜市西区高島一丁目2番8号  
電話：045-225-9773  
FAX：045-225-9559

掲載先ホームページ 二次元コード

### 6 備考

「条例環境影響評価方法書」とは、環境影響評価項目や環境影響評価に係る手法等を選定するために指定開発行為者が作成した図書です。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 西村  
電話 044-200-2152（内線29501）

## 環境アセスメントに係るお知らせ

令和8年6月29日

川崎市環境影響評価に関する条例第11条に基づき、(仮称)川崎市幸区堀川町A地区開発計画に係る条例環境影響評価方法書の写し(以下「条例方法書」)の縦覧を次のとおり行います。

※「条例環境影響評価方法書」とは、環境影響評価項目や環境影響評価に係る手法等を選定するために指定開発行為者(事業者)が作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京浜急行電鉄株式会社 取締役社長 川俣 幸宏</li> <li>・関電不動産開発株式会社 首都圏事業本部長 真屋 功</li> <li>・日鉄興和不動産株式会社 代表取締役 三輪 正浩</li> <li>・大和ハウス工業株式会社 南関東支社 執行役員支社長 小島 由光</li> <li>・三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役 明嵐 二郎</li> </ul>
	名称	(仮称)川崎市幸区堀川町A地区開発計画
	種類	高層建築物の新設(第1種行為) 住宅団地の新設(第2種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)
	実施区域	川崎市幸区堀川町580番地1ほか
	目的	共同住宅及び商業施設の新設
	内容	計画地面積 : 約8,620㎡ 建築物の高さ : 約118m(塔屋等含む最高高さ約121m) 延べ面積 : 約99,000㎡(うち、住宅約89,500㎡)
	施行期間	令和9(2027)年度～令和15(2033)年度(予定)
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和8年6月29日(月)から令和8年8月12日(水)まで
	縦覧場所及び時間	<p>■川崎区役所2階、幸区役所1階 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ただし、第2・4土曜日の午前8時30分から午後0時30分までは行います。</p> <p>■環境局環境評価課(市役所本庁舎20階窓口⑥) 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日(6月29日)は午前10時から行います。</p>
	意見書の提出	<p>縦覧中の条例方法書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第13条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。</p> <p>意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。</p>
	ホームページ	<p>ホームページから条例方法書の閲覧、意見書の提出ができます。</p> <p></p> <p></p> <p><a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</a></p>
	意見書提出先・問合せ先	<p>川崎市環境局環境対策部環境評価課(市役所本庁舎20階) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話 : 044-200-2156 ファクス : 044-200-3921 Eメール : 30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、ファクス、Eメールでは受け付けていませんので御注意ください。</p>